

## 参考資料目次

- 1 . 試算における排出基準に適合しない使用過程車の使用可能最終日 . . . 1
- 2 . 試算における準対策地域の設定 . . . . . 2
- 3 . D 案、E 案及び F 案の試算仮定 . . . . . 5
- 4 . 準対策地域における自動車運送事業者別の累積保有台数比率 . . . . . 6
- 5 . 対策地域内に立地する卸売市場、トラックターミナル等 . . . . . 7
- 6 . 流入車対策による削減効果の試算に当たっての自動車からの排出量  
の設定方法 . . . . . 8
- 7 . 流入車対策に係る費用の試算方法 . . . . . 9

## 試算における排出基準に適合しない使用過程車の使用可能最終日

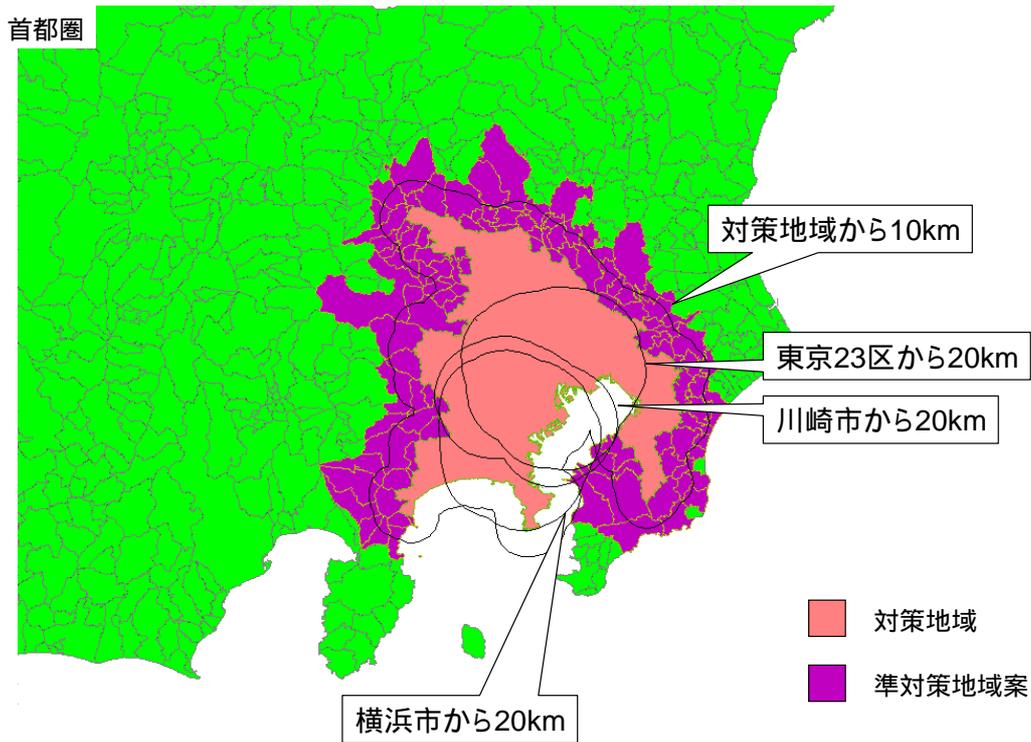
自動車の種別	初度登録年月日	使用可能最終日
普通トラック	平成 7 年 9 月 30 日以前	平成 21 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 7 年 10 月 1 日～平成 11 年 9 月 30 日	平成 22 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 11 年 10 月 1 日～平成 14 年 9 月 30 日	平成 23 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 14 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日	初度登録日から起算して 9 年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
小型トラック	平成 8 年 9 月 30 日以前	平成 21 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 8 年 10 月 1 日～平成 12 年 9 月 30 日	平成 22 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 12 年 10 月 1 日～平成 15 年 9 月 30 日	平成 23 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 15 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日	初度登録日から起算して 9 年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
大型バス (定員 30 人以上)	平成 4 年 9 月 30 日以前	平成 21 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 4 年 10 月 1 日～平成 8 年 9 月 30 日	平成 22 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 8 年 10 月 1 日～平成 13 年 9 月 30 日	平成 23 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 13 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日	初度登録日から起算して 9 年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
マイクロバス (定員 11～30 人 未満)	平成 6 年 9 月 30 日以前	平成 21 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 6 年 10 月 1 日～平成 10 年 9 月 30 日	平成 22 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 10 年 10 月 1 日～平成 13 年 9 月 30 日	平成 23 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 13 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日	初度登録日から起算して 9 年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
特殊自動車 (車検期間が 1 年 のもの)	平成 6 年 9 月 30 日以前	平成 21 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 6 年 10 月 1 日～平成 10 年 9 月 30 日	平成 22 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 10 年 10 月 1 日～平成 13 年 9 月 30 日	平成 23 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 13 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日	初度登録日から起算して 9 年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が 1 年 のもの)	平成 7 年 9 月 30 日以前	平成 21 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 7 年 10 月 1 日～平成 11 年 9 月 30 日	平成 22 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 11 年 10 月 1 日～平成 14 年 9 月 30 日	平成 23 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 14 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日	初度登録日から起算して 9 年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
ディーゼル乗用車 (車検期間が 2 年 のもの)	平成 13 年 9 月 30 日以前	平成 22 年 9 月 30 日以降の検査証の有効期間満了日
	平成 13 年 10 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日	初度登録日から起算して 9 年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日

各規制に係わる年月日は、現行 NOx・PM 法に設定されている猶予期間との対応関係に基づき設定

# 試算における準対策地域の設定

## 首都圏

### 準対策地域案（首都圏）

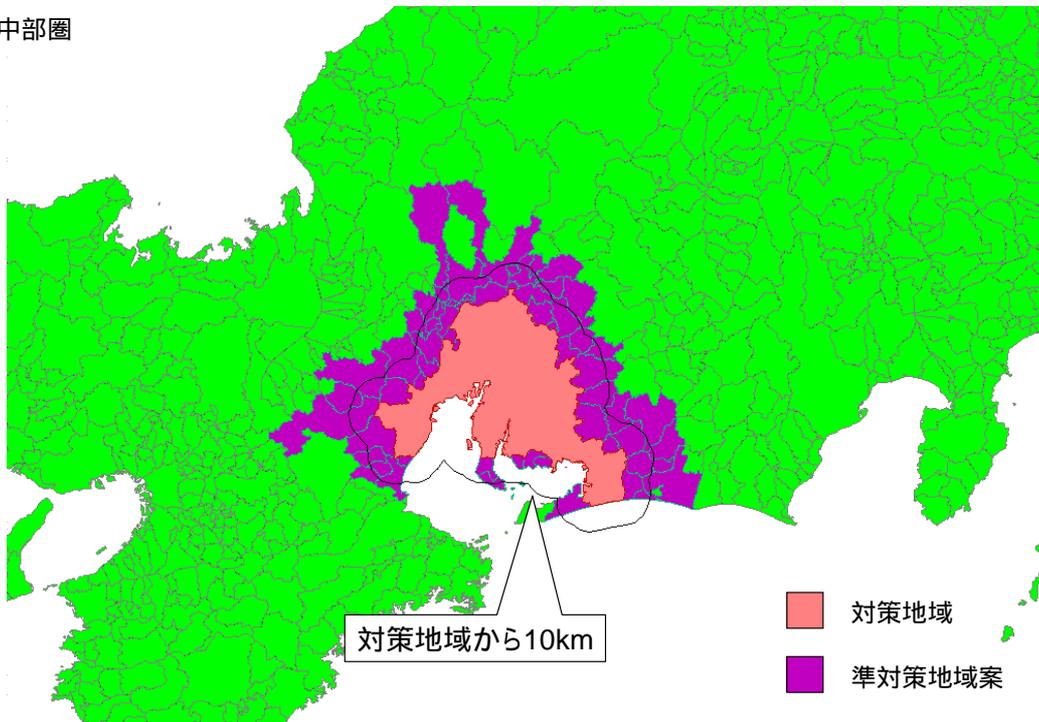


都道府県名	準対策地域（案）内の市区町村名
茨城県	古河市、龍ヶ崎市、水海道市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、河内町、伊奈町、谷和原村、八千代町、石下町、総和町、五霞町、三和町、境町、利根町
栃木県	足利市、佐野市、小山市、野木町、藤岡町
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、新町、鬼石町、吉井町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼玉県	秩父市、飯能市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、鳩山町、横瀬町、皆野町、長瀬町、東秩父村、美里町、児玉町、神川町、神泉村、江南町、妻沼町、寄居町、北川辺町、大利根町
千葉県	木更津市、茂原市、成田市、東金市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、大網白里町、九十九里町、成東町、山武町、芝山町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、夷隅町、大原町、岬町
東京都	檜原村、奥多摩町
神奈川県	南足柄市、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村、津久井町、相模湖町、藤野町
山梨県	上野原市、道志村

中部圏

準対策地域案（中部圏）

中部圏

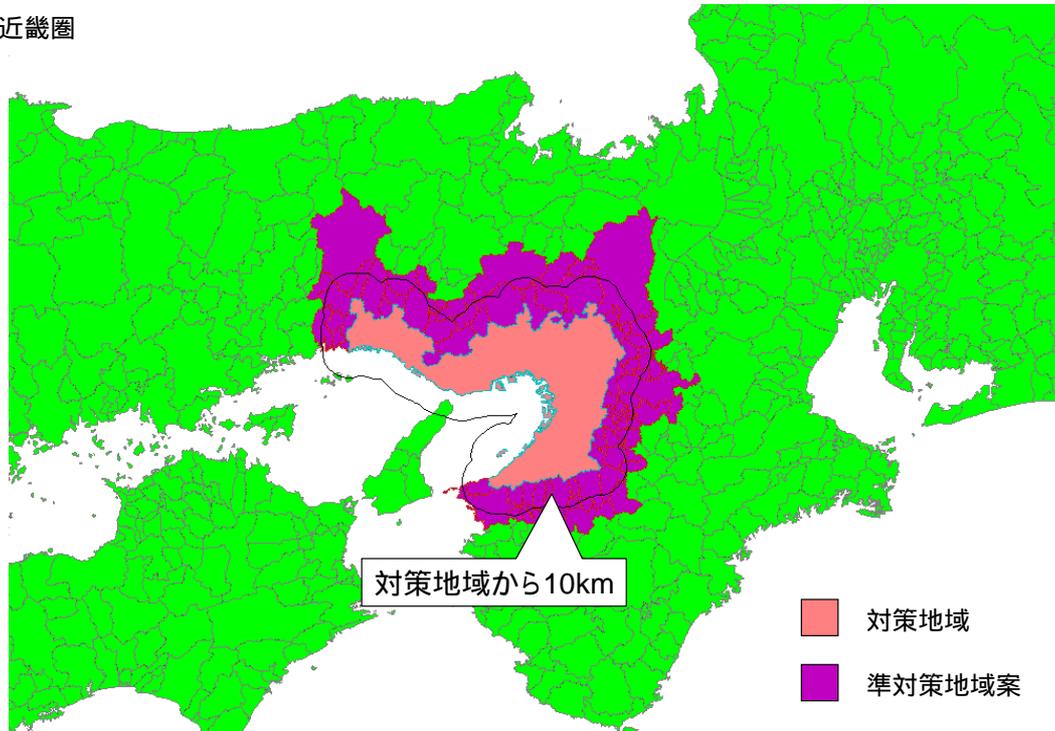


都道府県名	準対策地域（案）内の市区町村名
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、柳津町、養老町、輪之内町、安八町、墨俣町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、御嵩町、兼山町、笠原町
静岡県	浜松市、熱海市、三島市、御殿場市、裾野市、湖西市、函南町、小山町、舞阪町、新居町、細江町、引佐町、三ヶ日町
愛知県	新城市、田原市、稲沢市（旧祖父江町）、南知多町、美浜町、一色町、吉良町、幡豆町、額田町、豊田市（旧藤岡町）、豊田市（旧小原村）、豊田市（旧足助町）、豊田市（旧下山村）、豊田市（旧旭町）、鳳来町、作手村、一宮町
三重県	津市、亀山市、いなべ市、桑名市（旧多度町）、東員町、菰野町、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町
滋賀県	甲賀市、東近江市、日野町

近畿圏

準対策地域案（近畿圏）

近畿圏

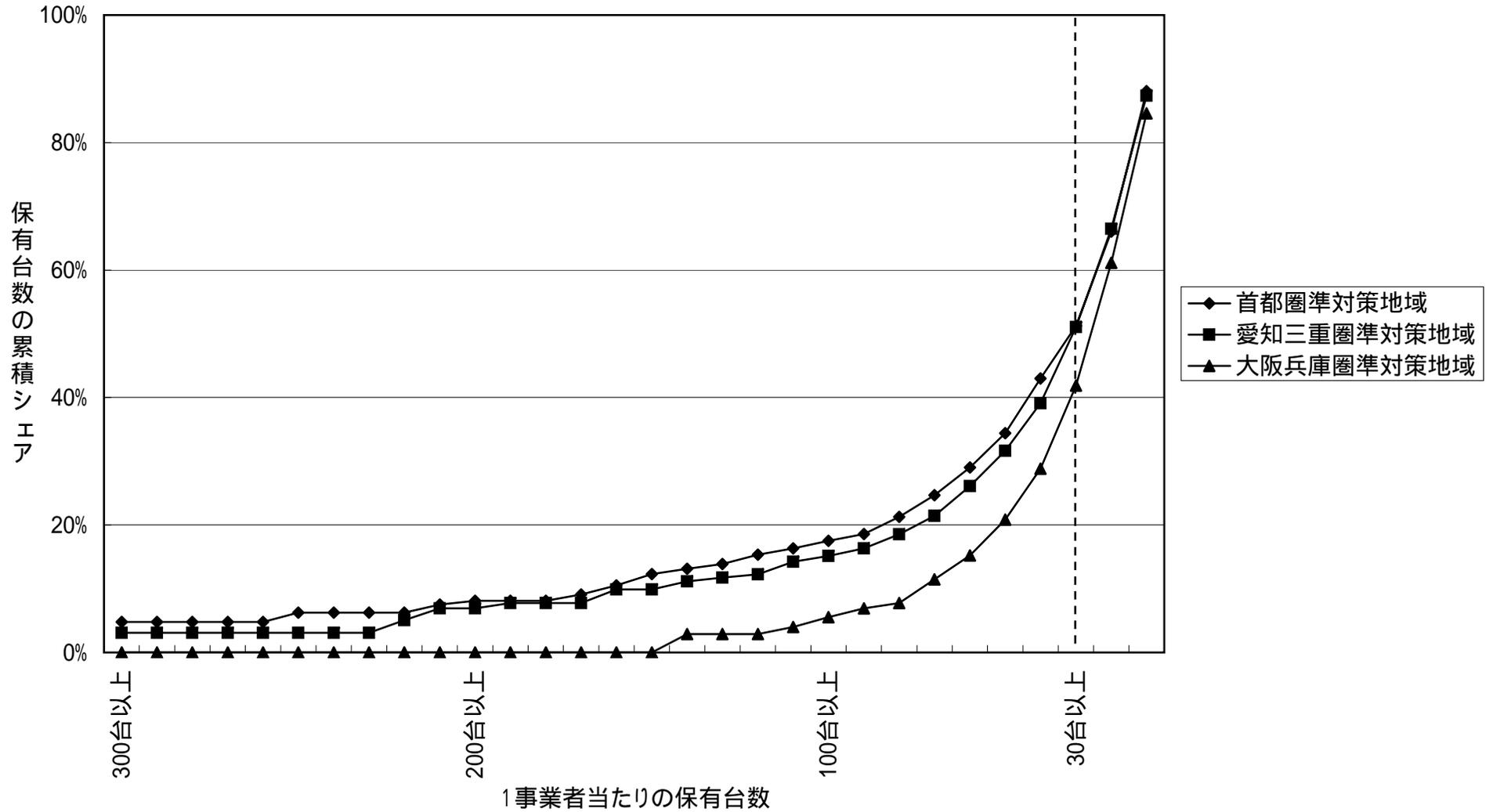


都道府県名	準対策地域（案）内の市区町村名
京都府	京都市（全）、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、山城町、木津町、加茂町、精華町、園部町、八木町
大阪府	豊能町、能勢町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	相生市、龍野市、三木市、小野市、三田市、加西市、篠山市、宍粟市、猪名川町、吉川町、社町、滝野町、東条町、八千代町、稲美町、夢前町、市川町、福崎町、香寺町、新宮町、揖保川町、御津町、三日月町、安富町
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、西吉野村
和歌山県	和歌山市、橋本市、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町、岩出町、かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町

D 案、E 案及び F 案の試算仮定

	対象事業者等	流入車総排出量に対する対象事業者に係る排出量の率	試算仮定
D 案	対策地域外において30台以上の特定自動車を使用する事業者	流入車全体 約18%  準対策地域 約39%	準対策地域において30台以上の特定自動車を使用する事業者の割合を市町村別に整理し、算出  (参考資料)「全日本トラック事業総覧」 準対策地域において30台以上の特定自動車を使用する自動車運送事業者が保有する自動車の割合 首都圏、中部圏：約50%、近畿圏：約40%
E 案	1事業所当たりの取扱貨物量が25万トン/年以上の事業者	約54%	一定のブロックごとに、年間25万トン以上の取扱貨物量がある事業所に係る貨物量 / ブロック別全貨物量を整理し、算出  (参考資料)「第7回全国貨物純流動調査」 ・年間25万トン以上の取扱貨物量がある対策地域内の事業所 対策地域内の事業所における貨物取扱量のシェア：50% 対策地域内の事業所における事業所数シェア：0.5%
F 案	卸売市場 32施設 トラクター-ミカル 19施設	約0.7%	ODゾーン別の対象施設に係る貨物量 / ODゾーン別総貨物量を用いて算出  (参考資料)「第7回全国貨物純流動調査 3日間調査」

準対策地域における自動車運送事業者別の累積保有台数比率



対策地域内に立地する卸売市場、トラックターミナル等

卸売市場等

地域区分	卸売市場等
首都圏	大宮市食肉中央卸売市場
	千葉市中央卸売市場
	船橋市中央卸売市場
	東京都中央卸売市場築地市場
	東京都中央卸売市場大田市場
	東京都中央卸売市場淀橋市場
	東京都中央卸売市場豊島市場
	東京都中央卸売市場板橋市場
	東京都中央卸売市場足立市場
	東京都中央卸売市場北足立市場
	東京都中央卸売市場世田谷市場
	東京都中央卸売市場葛西市場
	東京都中央卸売市場食肉市場
	東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場
	横浜市中央卸売市場本場
	横浜市中央卸売市場南部市場
	横浜市中央卸売市場食肉市場
	川崎市中央卸売市場北部市場
	川崎市中央卸売市場南部市場
	愛知三重圏
名古屋市中央卸売市場北部市場	
名古屋市中央卸売市場高畑市場	
三重県中央卸売市場	
大阪兵庫圏	大阪府中央卸売市場
	大阪市中央卸売市場本場
	大阪市中央卸売市場南港市場
	大阪市中央卸売市場東部市場
	神戸市中央卸売市場本場
	神戸市中央卸売市場西部市場
	神戸市中央卸売市場東部市場
	姫路市中央卸売市場
	尼崎市中央卸売市場

トラックターミナル等

地域区分	トラックターミナル等
首都圏	越谷流通業務団地
	京浜二区流通業務団地
	板橋流通業務団地
	足立流通業務団地
	葛西流通業務団地
	東京エアカーゴターミナル
	横浜エアカーゴターミナル
愛知三重圏	藤前流通業務団地
	蒲郡トラックターミナル
	小牧トラックターミナル
	四日市トラックターミナル
大阪兵庫圏	東大阪流通業務団地
	北大阪流通業務団地
	大阪南港トラックターミナル
	阪神流通業務団地
	神戸流通センター
	神戸トラックターミナル
	大阪南港エアカーゴターミナル
	神戸エアカーゴターミナル

資料：「第7回全国貨物純流動調査 3日間調査（国土交通省）」

## 流入車対策による削減効果の試算に当たっての自動車からの排出量の設定方法

自動車からの排出量については、車種別走行量（走行量 = 交通量 × 区間延長）に車種別排出係数を乗じて推計する。

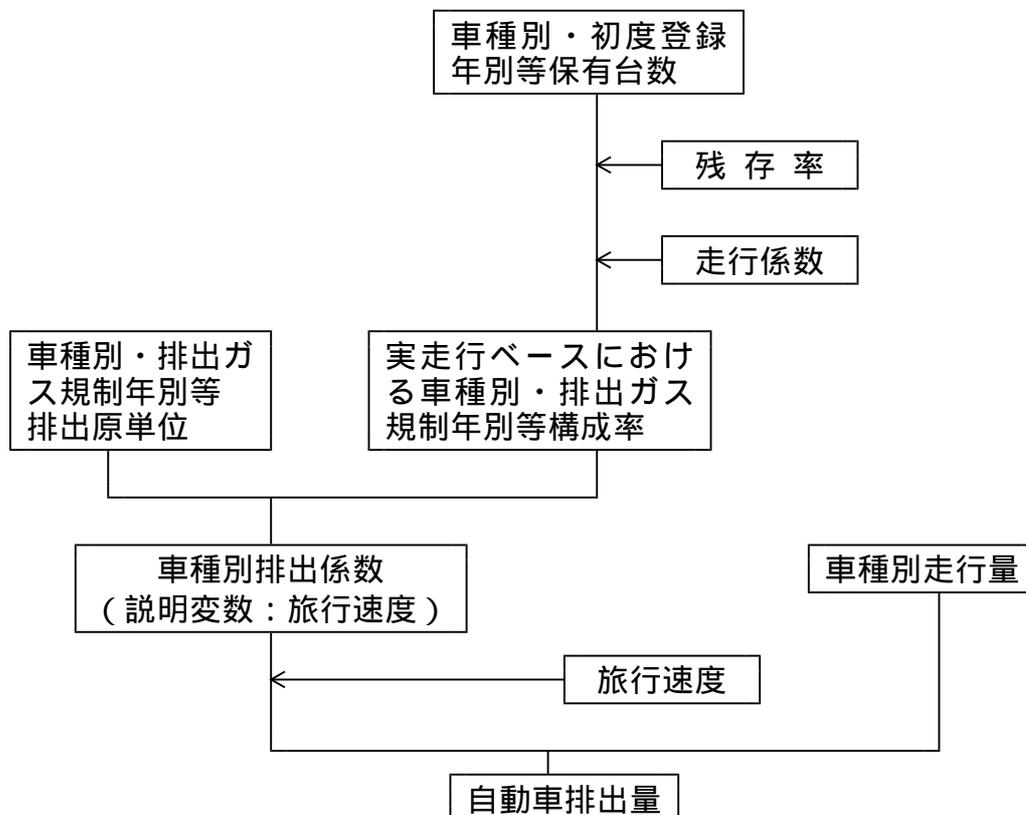
車種別走行量は、「平成11年度道路交通センサス OD 調査(国土交通省)」、「8都府県が中間点検で算定した走行量」に基づいて設定した。

車種別排出係数（旅行速度毎の走行量当たり排出量）は、車種別・排出ガス規制年別等排出ガス原単位、車種別・排出ガス規制年別等構成率から設定する。

排出ガス規制年別等排出原単位は、シャシダイナモ試験等による自動車排出ガス調査結果を基礎資料とし、車種別、排出ガス規制年別、燃料別、燃焼室形式別、車両総重量等別の排出係数算出式を、旅行速度を説明変数とする関数式で設定する。

車種別・排出ガス規制年別等構成率は、自動車登録情報の車種別・初度登録年別等保有台数に走行係数（登録ベースにおける車令別構成率と実走行ベースにおける車令別構成率の比）を乗じる等の方法により設定する。

旅行速度は、「平成11年度道路交通センサス OD 調査」の OD ペア間の距離と OD 調査の出発時刻、到着時刻から設定した。



## 流入車対策に係る費用の試算方法

### 1．車種規制等に係る費用

車種規制等に係る費用については、まだ使用可能である自動車の使用を車種規制の猶予期間が到来するために停止し、規制に適合した新車を購入する時期が早まることにより生ずる費用を試算した。

規制対象となる自動車1台当たりの規制発効時点での費用の試算方法は次のとおり。

$$\begin{aligned} \text{〔費用〕} &= \text{〔自動車価格〕} - \text{〔新車価格の平均余命年数分の割引現在価値〕} \\ &= \text{〔自動車価格〕} \times \{ 1 - \exp\{ - (\text{利子率}) \times (\text{規制発効時点の余命}) \} \} \end{aligned}$$

「規制発効時点の余命」：車種規制等によって短縮される自動車の使用年数

車種規制等によって短縮される自動車の使用年数は概ね4～5年であり、利子率を3%と仮定すると、1台当たりの車種規制等に係る費用は約80万円と試算される。

### 2．計画策定に係る費用

1事業所が計画書及び報告書の策定にそれぞれ5人日要するものと仮定し、これに日当たりの人件費を乗ずることにより計画策定に係る費用を算出した。

1事業所が計画書及び報告書作成に要する費用は約20万円と試算される。